

鴨川市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 18 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第 22 号

鴨川市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則

鴨川市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成 20 年鴨川市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 20 条」を「第 21 条」に、「第 21 条・第 22 条」を「第 22 条・第 23 条」に、「第 23 条・第 24 条」を「第 24 条・第 25 条」に改める。

第 24 条を第 25 条とし、第 23 条を第 24 条とする。

第 5 章中第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とする。

第 4 章中第 20 条を第 21 条とし、第 17 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（成年被後見人等が死亡した場合の報酬の助成）

第 17 条 前条の規定にかかわらず、市長は、成年被後見人等が第 20 条の規定による申請を行う前に死亡した場合であって、死亡した日において前条に規定する要件に該当したときは、当該成年被後見人等の成年後見人等であった者に対し、報酬の付与の審判において決定した成年後見人等に対する報酬について助成するものとする。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第 7 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

別記第 8 号様式中「第 19 条関係」を「第 20 条関係」に、「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、

「7 世帯員全員の固定資産課税台帳に固定資産が登載されていないことを証する書類又は固定資産評価証明書」を

「7 世帯員全員の固定資産課税台帳に固定資産が登載されていないことを証する書類又は固定資産評価証明書

8 成年被後見人等が死亡した後に申請を行う場合にあっては、死亡したことが確認できる書類（住民票の除票の写し、死亡診断書等）」に

改める。

別記第 9 号様式中「第 20 条関係」を「第 21 条関係」に、「第 20 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

別記第 10 号様式中「第 20 条関係」を「第 21 条関係」に、「あて」を「宛て」に、「第 20 条第 2 項」を「第 21 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。